

真岡市デジタルマーケティング
伴走型アドバイザー業務
公募型プロポーザル実施要領

令和6年4月

真岡市 総合政策部 秘書広報課

1 目的

この要領は、これから適切な戦略と実行可能な戦術を踏まえたデジタルマーケティングを全庁的に強化するにあたり、シティプロモーション係が司令塔となるべく知識や技術習得の支援と、各課におけるデジタルマーケティングにおける伴走型支援を委託するのに最も適した業者を選定するために、公募型プロポーザル方式を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 事業概要

- (1)業務名 真岡市デジタルマーケティング伴走型アドバイザー業務
- (2)業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3)契約期間 本業務に係る委託契約期間
契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4)提案限度額 2,640,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
- (5)担当部署

【プロポーザル担当部署・問合せ】

〒321-4395 真岡市荒町 5191 番地

真岡市総合政策部秘書広報課シティプロモーション係 担当:小池・増渕

電話:0285-81-6947 FAX:0285-83-5896

電子メール:city-pr@city.moka.lg.jp

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定するものに該当しないこと。
- (2) 真岡市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てがなされた者(これら手続開始の決定後、真岡市の入札参加資格の認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 真岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中でないものであること。
- (5) 真岡市暴力団排除条例(平成24年条例第32号)第2条第1号又は第6条に規定に該当する者でないこと。
- (6) 業務を確実に履行できる体制及び同種・類似業務の履行実績を有すること。

※参加表明確認時点において参加資格を有する場合であっても、契約締結までの間に参加資格を喪失することになった場合は、契約を締結しないことがある。

4 参加手続きのスケジュール

ア 公告日	令和6年4月2日 (火)
イ 質問受付期限	令和6年4月9日 (火) 午後5時必着
ウ 質問書に対する回答	令和6年4月16日 (火)
エ 参加表明書提出期限	令和6年4月23日 (火) 午後5時必着
オ 企画提案書提出期限	令和6年5月8日 (水) 午後5時必着
カ プレゼンテーション審査	令和6年5月14日 (火)
キ 結果通知	令和6年5月20日 (月)
ク 契約手続き	令和6年6月上旬 (予定)

5 参加手続き

(1) 参加表明書等の受付

受付期間	令和6年4月2日 (火) ~令和6年4月23日 (火) 午後5時必着
提出先	〒321-4395 栃木県真岡市荒町5191番地 真岡市 総合政策部 秘書広報課 シティプロモーション係
提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期間までに必着とする。
提出書類 (各1部)	① 参加表明書(様式第2号) ② 企業概要 企業理念(経営方針)、創業年月日、従業員数、資本金、事業内容 ※必要事項の記載があればパンフレット等でも可 ③ 主要事業実績表(様式第3号) 過去に実施した類似業務について記載すること。 ④ 秘密保持誓約書(様式第4号)

(2) 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質疑は、次のとおり、すべて質問書(様式1)を提出するものとする。

受付期間	令和6年4月2日(火)～令和6年4月9日(火)午後5時まで
提出方法	電子メールにより、メールアドレスまで送付すること。 メールアドレス city-pr@city.moka.lg.jp
回答方法	質問に対する回答は、一括して質問回答書として取りまとめ、令和6年4月16日(火)に真岡市ホームページにおいて公表する。なお、質問回答書は本実施要領の追加または修正として、実施要領と同様に扱うものとする。

(3) 企画提案書類等の提出

提出期限	令和6年4月17日(水)～令和6年5月8日(水)午後5時まで
提出先	〒321-4395 栃木県真岡市荒町5191番地 真岡市 総合政策部 秘書広報課 シティプロモーション係
提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期間までに必着とする。
提出書類 (②以外は各1部)	① 企画提案書(添書)(様式第6号) ※代表者印を押印すること ② 企画提案書 10部 ※表題「真岡市デジタルマーケティング伴走型アドバイザー業務公募型プロポーザル企画提案書」及び提案者名を記載した表紙をつけること。 ※次の事項について記載すること。なお、様式は任意とするが、A4サイズ(縦・横は自由)で作成すること。図面等で A3 サイズの資料を添付する場合は A4 サイズに折りたたんで綴りこむこと。 ・各課におけるデジタルマーケティング業務支援 ①いがしらリゾートデジタル広告 ②観光デジタル広告 ③Instagram真岡けんこう UP! ④Instagram真岡市市民協働推進室 ・司令塔を確立するための支援 ・市職員に対するデジタルマーケティング研修 ・スケジュールについて ・追加提案について

6 参加辞退について

参加表明書の提出後、参加辞退を行う場合には参加辞退届(様式第5号)を提出すること。参加辞退届の提出後は、いかなる理由があっても再参加は認めない。

7 審査について

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとしてプレゼンテーション審査方式で実施する。

(1) 選定委員会

優先交渉者の選定を行う委員会は「真岡市デジタルマーケティング伴走型アドバイザー業務公募型プロポーザル選定委員会」(以下「選定委員会」という。)とする。

選定委員会は真岡市職員で構成する。

選定委員会会議は非公開とする。ただし、優先交渉者及び審査講評については、真岡市ホームページで公表する。

(2) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション及び質疑応答を実施し、「別紙1真岡市審査実施要領」に基づき評価点を算出する。

【実施日】

令和6年5月14日(火)

※時間や会場等の詳細については、後日文書にて通知する。

(3) 実施方法

- ① 1事業者当たりのプレゼンテーション及びヒアリングの時間は30分(提案説明20分、ヒアリング10分)程度とする。
- ② プレゼンテーションに必要な電源、プロジェクター(HDMI接続)、スクリーンは本市が用意する。
- ③ プレゼンテーションには、本業務において予定しているプロジェクターは必ず出席すること。また、参加人数は3名以内とする。
- ④ 本庁でのヒアリング実施を想定しているが、社会情勢等を考慮し、WEBによる実施等も検討する。

(4) 優先交渉権者の特定

審査にあたっては、選定委員会の委員が評価基準表により、主要事業実績表、見積書、プレゼンテーション・デモンストレーション及びヒアリングを元に評価点を算出し、得点が最も高い者を優先交渉権者、2番目に高い者を次点とする。

(5) 審査結果の通知

審査結果については、プロポーザルに参加した事業者すべてに文書にて通知する。
なお、審査結果についての意義申し立ては受け付けない。

(6) 審査結果の公表

優先交渉権者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

- ① 優先交渉権者及び評価点数
- ② 全ての企画提案者の評価点数(ただし、優先交渉権者以外の名称は秘匿とする)

(7) 契約交渉

契約については、優先交渉権を得た提案者と協議のうえ締結することとし、協議がまとまらない場合は優先順位の次点の提案者と協議を行う。

8 留意事項

次のいずれかに該当するときは、契約候補としての決定を取り消すものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- (2) 評価委員又はその関係者に選定に関する接触を求めると、評価の公平性を害する行為を行ったとき。
- (3) 契約候補者の決定から契約締結までの間に、契約候補者の経営事情等の変化により、業務の履行が困難であると市が判断したとき。
- (4) 著しく社会信用を失う行為等により、契約候補者としてふさわしくないと市が判断したとき。
- (5) 契約候補者が、参加資格要件に適合しなくなったとき。

9 その他

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類で用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。
- (3) 提出書類の文章は横書きとし、文字サイズは10ポイント以上とする。文字等の色指定はない。
- (4) 提出された書類は返却しない。また、真岡市はこの書類を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- (5) 本案件に係る情報公開請求があった場合には、真岡市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。
- (6) 一定の適格性を満たす参加者がいないときは、契約候補者を選出しない場合がある。